

令和2年3月2日

京都市立小学校 保護者様

京都市教育委員会
京都市立岩倉南小学校長

臨時休業に伴う児童の特例預かりについて

別途御連絡させていただきましたとおり、新型コロナウイルスの感染症対策として、令和2年3月5日（木）から京都市立学校が臨時休業することとなりました。今回の臨時休業は、児童への感染リスクを下げるために行う措置であり、児童は原則として自宅で過ごし、人の集まる場所等への外出を避けていただく必要があります。

しかしながら、保護者の就労状況や学童保育所等の受入状況により、児童の居場所や安心・安全の確保に喫緊の課題を要する御家庭もあるかと存じます。こうした御家庭に限り、この度、学校で児童が過ごせるよう、特例の児童の預かりを実施いたします。

御希望される保護者におかれましては、下記留意点を熟読のうえ、3月4日（水）までに、別紙申請書を学校に提出してください。

記

1 実施期間

令和2年3月5日（木）～3月19日（木）

※上記期間の土曜日、日曜日、祝日は実施いたしません。

2 時間

午前： 8時30分～12時

午後： 12時～15時30分

3 対象者（以下の条件をすべて満たす方）

- ・ 在籍小学校の児童であること
- ・ 保護者等が就業等によりやむを得ず保育できない状況にあること
- ・ 祖父母等の支援が受けられない状況にあること

4 実施場所

児童が在籍している小学校

5 預かり中の活動内容

プリントや読書などの自学自習とします。授業形式の学習は実施いたしません。

（学校が臨時休業期間中の家庭学習として示している学習課題に児童が取り組めるよう、こうした学習課題や教科書、プリントなど必要なものを持参してください。）

6 注意事項

- ① 給食は実施いたしません。午前・午後を通じた預かりとなる場合は、弁当とお茶を持参してください。
- ② 預かりに当たっては、毎日、別紙「健康観察票」を児童に持参させてください。
- ③ 発熱等の体調不良がある場合は、児童の受け入れができません。また、預かり時間中に発熱等の体調不良が生じた場合は、保護者のお迎えを依頼しますので、学校からの連絡が確実につくようにお願いします。
- ④ 通常の登下校とは、時間帯やメンバーが異なりますので、できる限り保護者や大人の方の送り迎えに御協力ください。

（裏面あり）

⑤ 遅刻や早退など、利用時間に変更が生じる場合は、学校に必ず御連絡ください。

7 申し込み

希望される場合は、別紙「特例預かり申請書」を3月4日（水）までに、児童を通じて担任に提出してください。なお、申請書の記載内容（申込日・時間帯等）については御家庭においても確認できるよう、適宜、メモなどして御家庭で控えを残しておいてください。